

(件 名) 奄美市住用町市湾の沿岸に堆積している土砂の撤去について

(陳情の要旨)

平成22年、奄美は未曾有の豪雨に見舞われ、市集落に隣接して操業している(有)中部採石の現場が崩落し、15万立方メートルもの土砂が崩落したといわれています。流れ出た土砂は市湾の海岸づたいに堆積しました。その後の平成23年11月にも採石場から土石流が発生し、度重なる事故で海岸沿いに堆積した土砂は撤去されないままに、赤土が市湾を汚染している状況が続いております。

私ども集落はこれまでも平成27年の5月には県知事宛、6月には県議会宛、12月には大島支庁長宛に、土砂の撤去を求める請願あるいは要請書などを提出してきました。

こうした我々の取り組みもあったと思いますが、平成27年6月に、業者が土砂の撤去作業を開始しました。しかし間もなく、台風が接近して来たため海岸線の地形が変わるからとの理由で作業をいったん中断する旨の申し出が業者からあり、我々集落も了解しました。しかしその後、土砂撤去作業は再開されることはありませんでした。

情報開示請求により取り寄せた文書によりますと、平成27年6月に業者((有)中部採石)が大島支庁宛てに届け出た文書には、作業許可の内容として「許可受人の採石場から流出した土砂の撤去」とあります。ところが7月18日付で工事完了の届出書が大島支庁長宛てに提出され、同届出書によると工事完了は9月30日となっています。

その結果、市湾の汚染は相変わらず続いております。平成29年の5月に市湾の海底調査をした自然保護団体の報告によりますと、採石場直下の海底には最大30cmものヘドロが堆積しているとのことです。市集落住民の話によると、近年はかつて採れていた魚介類や海藻・魚などが採れなくなったとのことです。また子供たちの遠泳大会などにも影響が出ております。勿論、全てが採石場の責任では無いでしょうが、責任の大半は採石場からの土砂や赤土の流出にあることは、現場を見れば一目瞭然とっていいでしょう。

我々集落は平成29年3月にも大島支庁長宛に土砂の撤去を求める文書を提出致しましたが、実現には至っておりません。以上の趣旨に基づき、下記の事項を陳情致します。

記

- 1, 海岸の管理責任を有する県におかれては、堆積した土砂を完全に撤去し元の海岸の状態を回復するよう、業者に対してもきちんとした措置を執ってくださることを求めます。